**配当公告**

佐賀県唐津市和多田先石四番一号
破産者　株式会社近松ストアー
右の者に対する佐賀地方裁判所唐津支部平成二十六年（フ）第四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三六〇、七一五、一四四円
一、配当することのできる金額
金一七、九四四、三七二円
平成二十八年十一月一日
佐賀県唐津市南城内一番一号　大手口センタービル四階四〇五号室
破産管財人　弁護士　稲津　高大

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県香取市与倉七八九番地、最後の住所茨城県神栖市知手中央三丁目四番三〇号グラシアス・メルシー二〇二
被相続人　亡　大﨑　良竹
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
茨城県神栖市筒井一六五三番地二―一〇一
相続財産管理人　司法書士　鈴木　伸洋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都大田区山王二丁目一〇二一番地、最後の住所埼玉県坂戸市関間一丁目一五番六六―三〇六号セザール坂戸
被相続人　亡　鈴木　茂雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
埼玉県坂戸市日の出町一六番一一坂戸駅前通りハイツ六〇四　林法律事務所
相続財産管理人　弁護士　与川　勇馬

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県東金市薄島三九七番地一二、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　篠﨑　恵子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉九階みどり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山村　清治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目三五番地、最後の住所東京都世田谷区若林四丁目四一番一―四一〇号都営住宅
被相続人　亡　中村　健美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号　ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県福岡市中央区大名二丁目二二七番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野一二六三番地羽生の里
被相続人　亡　堀　優美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
東京都府中市宮西町二―一三―三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都町田市南大谷一六三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　惠子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋積　京子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都渋谷区本町二丁目三三番地四、最後の住所東京都渋谷区本町二丁目三三番一八号
被相続人　亡　加藤　歌
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
事務所東京都中央区日本橋室町四丁目一番二一号近三ビルヂング八階荒巻・後藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都文京区大塚五丁目三九番地、最後の住所東京都文京区大塚五丁目三六番九号
被相続人　亡　松本智惠子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
事務所東京都新宿区荒木町二二―四二エプコットビル一階山崎貴啓法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山崎　貴啓

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都大田区南六郷二丁目二七番、最後の住所東京都大田区南六郷二丁目一六番二五―二一二号
被相続人　亡　外所　憲一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
事務所東京都中央区銀座三―九―一九吉澤ビル八階東京21法律事務所
相続財産管理人　弁護士　広津　佳子
（登録姓　橘髙）

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都八王子市富士見町三三番地一、最後の住所東京都八王子市富士見町三二番一九号
被相続人　亡　齊藤　惠子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
東京都立川市曙町一―二五―一二オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　充

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都小平市小川町一丁目四八五番地、最後の住所東京都小平市小川町一丁目四八五番地澄水園
被相続人　亡　鈴木　春子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月一日
事務所東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

**商号変更のお知らせ**

平成二十八年六月二十日開催の定時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。
記
新商号
野村不動産アメニティサービス株式会社
旧商号
野村アメニティサービス株式会社
変更年月日　平成二十八年十月一日
平成二十八年十一月一日
東京都新宿区西新宿八丁目四番一号
野村不動産アメニティサービス株式会社
代表取締役　黒川　勇治